

公 安 委 員 会
説明資料No.

1

犯罪被害者等給付金の裁定（石川県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成25年9月5日
給 与 厚 生 課

(略)

公安委員会 説明資料No. 2	警察庁長官に対する異議申立てに係る 決定及び開示請求に係る決定について (行政機関情報公開法関係)	平成25年9月5日 総務課
--------------------	---	------------------

(略)



公安委員会	日・トルコ警察当局間	平成25年9月5日
説明資料No. 3	意図表明文書の署名等について	国際課

1 概要

米田警察庁長官は、8月23日（金）～27日（火）の間、トルコ共和国を訪問し、トルコ国家警察長官と会談するとともに、日トルコ警察当局間意図表明文書に署名等したもの。

2 トルコ国家警察訪問の主な結果

(1) トルコ国家警察長官との会談

26日（月）、米田長官は、クルチラール長官と国際テロ対策やサイバー攻撃対策のほか、双方の安全保障上の課題について意見交換し、更なる協力強化を確認。

(2) 日・トルコ警察当局間意図表明文書の署名

上記会談後、両長官は、日・トルコ警察当局間意図表明文書に署名。

(3) シヴァス警察訓練センターの訪問

24日（土）、米田長官は「シヴァス警察訓練センター」を訪問し、アフガニスタン警察官訓練支援のため柔道講師として派遣中の警視庁警察官を督励するとともに、施設を視察。

訓練センター長やアフガニスタン調整官補から日本の支援に対する感謝の意が示され、日本警察の国際貢献を確認。

公安委員会 説明資料No. 4	日米間のP C S C 協定の 実質的な合意について	平成25年9月5日 国際課 刑事企画課
--------------------	-------------------------------	---------------------------

日米間のP C S C 協定については、その締結に向けて、日米間で局長級及び課長級協議を行ってきたところ、今般、米国との間で実質的に合意。その内容等は以下のとおり。

1 協定の主な内容等

(1) 協定の前文及び協定の目的

協定の「前文」及び「協定の目的」に、「重大な犯罪、特にテロリズムを防止し対処する」旨及び「査証免除措置の下で安全な国際的渡航を更に円滑化する」旨を明記。

(2) 「重大な犯罪」の定義

「長期1年を超える拘束刑に当たる罪で協定の附属書に掲げるもの」(テロリズム、殺人等)及び「それ以外の長期3年以上の拘束刑に当たる罪」。

(3) 第一次照会（指紋の自動照会）

ア 自動照会を認める指紋の範囲

- 米側からの自動照会を認める指紋の範囲は、「有罪判決確定者」「逮捕成人被疑者(公判中・捜査中の者、起訴猶予処分者に限る)」及び「指名手配成人被疑者」の指紋(ただし、遺留指紋については、全ての被疑者指紋への自動照会を容認)。
- 日米間で相互に自動照会を認める指紋の範囲は、協定の附属書に規定。

イ 回答の内容

「ヒット/ノーヒット」の旨及び「ヒット」指紋の画像を回答。

(4) 第二次照会（追加情報の照会）

「ヒット」指紋について、目的等を明らかにして追加情報の照会があった場合、保有情報のうち相当と認められるもの(人定、前科等)を提供。

(5) 情報の自発的な提供

相手から要請がない場合であっても、重大な犯罪の防止等のため、必要な情報を提供。

(6) 提供した情報の利用制限

「重大な犯罪の検査」「公共の安全に対する重大な脅威の防止」及び「入国管理に関する目的」の場合を除き、提供した情報を当初の照会目的以外に利用する場合は、提供国の事前の同意が必要。

(7) その他

情報の保護・保全、記録の保管、政治犯罪への適用除外等を規定。

(8) 暫定措置

協定発効までの暫定措置として、現行法の範囲内で必要な情報交換を行うことを日米双方で口上書により確認。

2 今後の予定

協定の早期の署名に向け、引き続き外務省等関係機関と連携し、所要の作業を進める。

1 趣旨

サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム（平成25年1月16日サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会決定）の策定から半年が経過したことから、各施策の取組状況について報告するもの。

2 主な施策の取組状況（資料1参照）

(1) 対処能力の向上

- 都道府県警察において、民間の専門家をアドバイザー等として登用したほか、職員を大学に派遣。
- 警察庁においてサイバー攻撃対策官を設置したほか、都道府県警察において捜査員を増員。平成26年度に向けて、警察庁において、長官官房審議官（サイバー担当）の専任化を図るとともに、長官官房参事官（サイバー担当）の新設を要求。
- デジタルフォレンジック用資機材を更新整備。

(2) 民間事業者等の知見の活用

- 日本版N C F T Aの創設に向けて、総合セキュリティ対策会議で検討。
- サイバーセキュリティ戦略等を踏まえ、ログの保存の在り方について関係省庁等と協議。
- 関係事業者に対し、サイバー犯罪に係る手口分析等を依頼。

(3) 國際連携の推進

- 米国N C F T Aの捜査実習に捜査員を派遣。
- 外国捜査機関に対する捜査共助要請を積極的に実施。
- リエゾン派遣先国の検討等を踏まえ、平成26年度に向けて派遣に必要な経費を要求。

(4) 広報啓発

- 「情報セキュリティ月間」に合わせた広報啓発等を実施。
- サイバーテロ対策協議会等の機会を通じた広報啓発活動を実施。
- 警察庁ウェブサイトにサイバー犯罪情勢等に係る広報資料を掲載。

3 今後の予定（資料2参照）

平成26年度予算要求関連項目の実現に向けて更に取組を強化。

1 概況

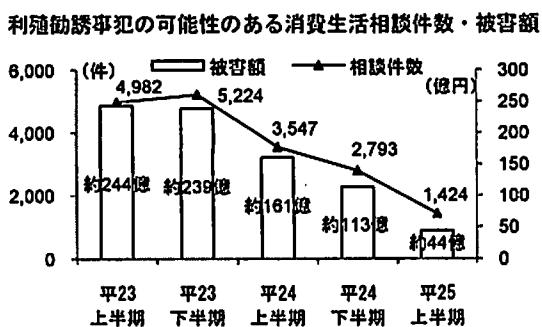
- 検挙事件数は 3,429 事件（前年同期比 156 事件（4.4%）減少）、検挙人員は 4,393 人（同 190 人（4.1%）減少）
- 全国の消費生活センターに寄せられた既遂被害に関する相談（以下「消費生活相談」という。）件数は、利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯のいずれも減少傾向
- 利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯に係る消費生活相談につき、共に契約当事者の 7 割以上が高齢者

1 頁
2 頁
6 頁
11 頁
2 頁
6 頁

2 事犯別状況

（1）利殖勧誘事犯

- 消費生活相談については、最近の被害ピーク時である 23 年下半期と比べ、件数が約 4 分の 1 、被害額は約 5 分の 1 にまで減少
- 検挙事件数は 22 事件（前年同期比 2 事件（10.0%）増加）

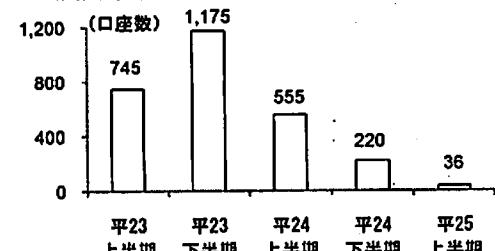


【対策】預貯金口座

- 開設時期別の利殖勧誘事犯利用法人名義口座数は、金融機関による口座開設時審査の厳格化及び凍結口座名義人リストの提供の効果もあり、23 年下半期を境に減少傾向

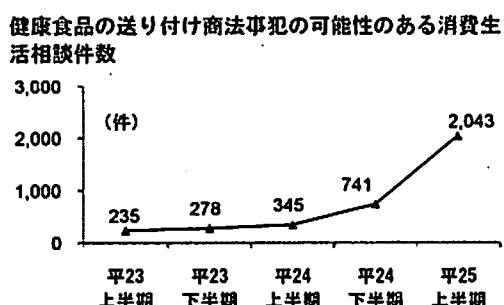
2 頁
3 頁
24 頁

利殖勧誘事犯に悪用された法人名義口座数
(開設時期別)



（2）特定商取引等事犯

- 検挙事件数は 90 事件（前年同期比 21 事件（30.4%）増加）
- 健康食品の送り付け商法事犯に係る消費生活相談件数が急増。高齢者被害の割合は 94.4%

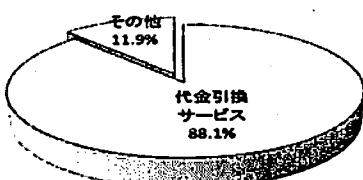


【対策】代金引換サービス

- 警察安全相談等で把握した送り付け商法事犯につき、代金引換サービスが悪用されていた割合は、88.1%
- 配達事業者に対する解約要請等を推進

6 頁
8 頁
27 頁

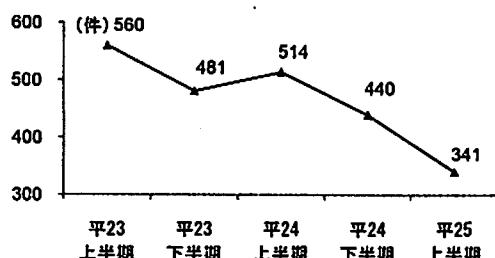
送り付け商法事犯に係る代金支払い方法割合



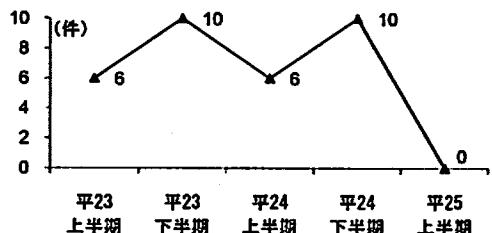
(3) ヤミ金融事犯

- 檢挙事件数は 175 事件（前年同期比 1 事件（0.6%）減少）。無登録や高金利に係る事犯が減少、助長犯罪は増加
- 質屋営業を仮装したヤミ金融事犯は沈静化

ヤミ金融事犯の可能性のある消費生活相談件数



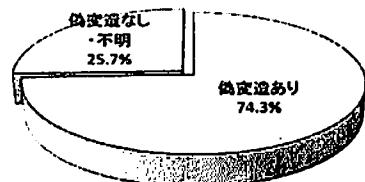
質屋営業を仮装したヤミ金融事犯の可能性のある消費生活相談件数



【対策】レンタル携帯電話

- ヤミ金融業者は、レンタル携帯電話に係るサービス契約締結時の本人確認において、偽変造した本人確認書類又はそのコピーを用いている状況が、また、レンタル携帯電話事業者はそれを看破できていない状況が、それぞれうかがわれる。
- レンタル携帯電話事業者に対する解約要請等を推進

平成 25 年上半期に解約要請をした対面契約のレンタル携帯電話事業者のうち、偽変造に係る本人確認書類のコピーを保存していたものの割合



3 今後の対策

- 高齢者が被害に遭いやすい生活経済事犯の早期事件化
- 関係機関・団体に対する犯行助長サービスに係る提供停止措置の要請等
- IP 電話等、最近悪用が確認されている犯行助長サービスに係る事業実態等の継続的な把握・分析
- 犯行助長サービス提供事業者に対する帮助犯等での立件を念頭に置いた捜査

11 頁
12 頁
26 頁

28 頁

1 認知状況

(1) 日時

平成25年8月29日（木）午後2時30分頃

(2) 場所

三重県朝日町地内の空き地内

(3) 状況

同月25日（日）の夜に友人と別れて以降、行方不明になっていた女子中学生の遺体を、捜索中の警察官が発見したもの。

2 被害者

三重県四日市市

A女（中学3年生・当時15歳）

3 捜査の経緯

- (1) 平成25年8月27日（火）、被害者の親族から四日市北警察署に対し、「娘（被害者）が帰宅しない」旨の行方不明届がなされた。
- (2) 同月29日（木）、届出に基づき捜索を実施していた警察署員が、被害者の遺体を発見した。
- (3) 三重県警察においては、現場や司法解剖結果等から強盗殺人等事件と認め、刑事部長を長とする約90名からなる捜査本部を設置の上、捜査を推進中である。

公 安 委 員 会	行 政 対 象 暴 力 に 関 す る	平成25年9月5日
説明資料No. 8	アンケート調査結果について	暴 力 団 対 策 課

1 アンケート調査の目的

国の行政機関の地方支分部局等に対する暴力団等反社会的勢力による不当要求の実態を把握し、行政対象暴力対策の推進に役立てることを目的としたもの。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査主体

日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
全国暴力追放運動推進センター
警察庁刑事局組織犯罪対策部

(2) 調査期間・対象・回収状況

- 平成25年6月～7月
- 国の行政機関の地方支分部局等 計3,396所
- 回収数2,919所 (回収率86.0%)

【参考～前回のアンケート調査】

- ・平成21年5月～6月
- ・国の行政機関の地方支分部局等 計3,375所
- ・回収数2,958所 (回収率87.6%)

3 アンケート調査の結果（詳細は別紙参照）

- 「過去に不当要求を受けたことがある」が7.0%（前回11.5%）。
- 「過去に不当要求を受けたことがある」のうち、「最近1年間に不当要求を受けたことがある」が28.1%（同41.3%）。
- 「最近1年間にあった不当要求への対処の仕方」については、「すべて拒否した」が94.7%（同92.2%）、「一部応じた」が3.5%（同5.6%）。
- 「最近1年間にあった不当要求への対応の方法」（複数回答）については、「所属組織・部署で対応」が66.7%（同51.1%）、「所属する行政機関全体で対応」が29.8%（同22.0%）、「不当要求対策のための専門組織で対応」が5.3%（同3.5%）であり、「担当者個人だけで対応」は8.8%（同24.8%）。

4 今後の対応

行政対象暴力への対策の取組が着実に向上し、不当要求も減少傾向にあるものの、依然として不当要求の実態がみられることから、今後も引き続き関係省庁等と緊密に連携し、行政対象暴力対策の徹底を図っていく方針。

1 被害状況 (8/31現在)

死者：15,881人（3/6現在） → 15,883人 (+2人)

行方不明者：2,676人（3/6現在） → 2,656人 (-20人)

負傷者：6,146人

全壊：126,573戸、半壊：272,293戸、床上・床下浸水：13,570戸

2 警備体制

- 発災以降、全ての都道府県警察から延べ114万人以上の警察職員を派遣。
(岩手：約26万人、宮城：約34万人、福島：約54万人)
- 現在、福島県に約230人を派遣中。避難指示区域内における警ら等に従事。

3 行方不明者の捜索状況【1・2頁】

- これまでに延べ約49万人を捜索に投入。本年3月12日以降に発見され、死者数に計上された遺体なし。今後も集中捜索を継続。

4 身元確認の状況【3頁】

- 本年8月末現在、被災3県で身元確認が済んだ遺体は合計15,699体（収容遺体の99.3%）、身元不明の遺体は114体。本年3月12日以降は18体の身元を確認（うち16体はDNA型検査を活用）。
- 本年3月、被災3県全ての身元確認情報をリンクさせ、改めて総合的な分析を行うことを目的に「大規模災害用身元確認情報管理システム」を導入し、6体の身元を確認。
- 被災3県の身元確認済遺体数のうち65歳以上の割合が56.5%。
- 被災3県の死者のほとんどが溺死によるもの（14,308体：90.5%）。以下、焼死（145体：0.9%）、圧死・損傷死・その他（667体：4.2%）等。

5 被災地における犯罪情勢【4・5・6頁】

- 被災3県における、平成25年3月から8月までの刑法犯認知件数は、震災前となる平成22年の同期と比較して21.8%減少（全国の減少率16.9%）。
- 福島県内において、福島第一原発事故に伴う除染作業が行われているが、除染作業員による刑法犯及び特別法犯の検挙が増加傾向。

6 被災地における暴力団の活動実態と対策【7頁】

- 平成25年上半期における東日本大震災の復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪の検挙件数は9件（前年同期比1件減）。
- 被災3県において、警察、関係省庁、復旧・復興関連事業者等が各種会議等を通じて連携を強化し、復旧・復興事業からの暴力団排除を推進。

7 平成25年度における増員警察官の活動内容等【8頁】

- 被災3県警察の増員警察官540人のうち、394人が地域部門、82人が刑事部門、64人が交通部門で、それぞれ活動。
- 平成23・24年度の特別出向者750人のうち、177人が出向期間を延長、23人が永久出向等により転籍し、引き続き被災3県警察で勤務。